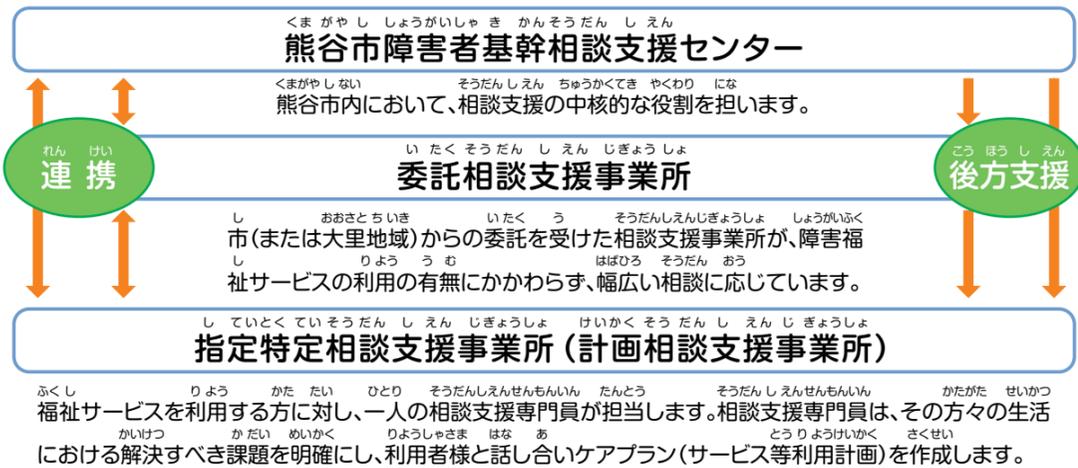


平成31年4月1日より、地域における相談支援の中核的な役割を担う「熊谷市障害者基幹相談支援センター」を開設しています。

障害者基幹相談支援センターでは、社会福祉士、精神保健福祉士などによる専門の職員が障害をお持ちの本人やご家族、関係機関などからの福祉サービスの利用、日常生活上の困りごとなど、さまざまな相談に応じます。また、障害のある方々が安心して暮らしていけるよう、相談支援事業所や関係機関と連携し、地域における相談支援の中核的な役割を担っています。

総合相談・専門相談

暮らしのことや経済的なこと、将来的なことなど、まずはどこに相談したら良いかわからない方への総合的、専門的な相談支援を行っています。



熊谷市障害者基幹相談支援センターのご案内

**場所** 熊谷市役所1階 障害福祉課前  
**相談受付** 月曜日～金曜日 8:30～17:15

**電話** 048-580-4633 **FAX** 048-580-4634

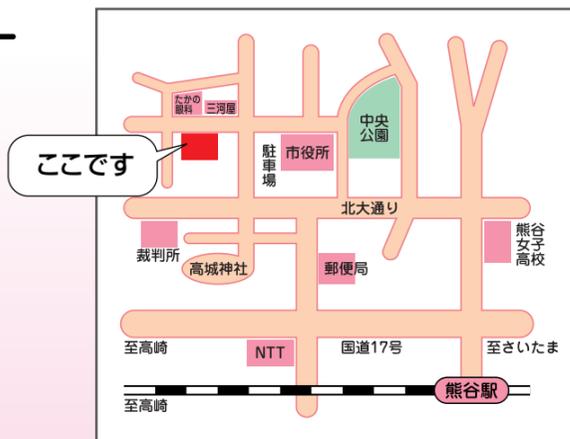
(土日・祝日、年末年始はお休みです。)

熊谷市障害者相談支援センター

**相談受付** 9時～17時  
**休業日** 毎週火曜日・祝日・振替休日  
年末年始(12月29日～1月3日)

**所在地** 〒360-0041 熊谷市宮町2-65  
(熊谷市立障害福祉会館内2階)

**電話** 048-501-0439  
**FAX** 048-578-4026



# くまがや 通信



発行元 熊谷市障害者相談支援センター  
〒360-0041  
熊谷市宮町2-65(熊谷市立障害福祉会館内2階)  
電話 048-501-0439 FAX 048-578-4026  
E-mail kuma-syougai-soudan@comet.ocn.ne.jp

## 1 令和8年度以降の自立支援協議会について

自立支援協議会は、平成18年4月に施行された障害者自立支援法(現・障害者総合支援法)に基づき規定された制度であり、地域で暮らす障害のある方が、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域福祉の推進と、それを支える関係機関のネットワークづくりを目的として、都道府県および市町村に位置づけられている仕組みです。

障害者総合支援法第89条第3項には、次のように規定されています。  
「関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う」

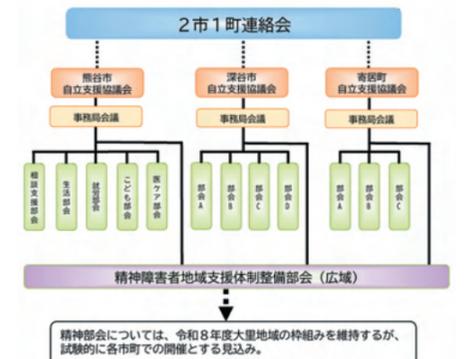
この規定のとおり、自立支援協議会は、個別支援の枠を超え、地域全体としての支援体制の課題を共有し、関係機関が連携して体制整備を進めるための協議の場として位置づけられています。

当地域においては、熊谷市・深谷市・寄居町の2市1町による広域設置として運営されており、広域での協議・連携に加え、各市町単位においても活動が行われてきました。熊谷市では、大里地域自立支援協議会熊谷市連絡会を設置した上で、「相談支援連絡会(相談部会)」「就労部会」「生活部会(暮らしプロジェクト)」「生活部会(子どもプロジェクト)」「生活部会 子どもプロジェクト(医ケアキッズの会)」といった部会体制を位置づけ、分野別の課題整理や支援体制の検討に取り組んできました。

令和8年度より、これらの取り組みが熊谷市単体の体制として再編・運営されることとなり、市単位での支援体制整備と関係機関ネットワークの構築が、より一層重要となります。(図参照)

熊谷市障害者基幹相談支援センターが事務局として、日常の相談支援を丁寧に行うとともに、現場で把握した課題や傾向を、地域全体の課題として関係機関と共有し、自立支援協議会の枠組みの中で支援体制づくりにつなげていく役割を担っています。

熊谷市障害者相談支援センター 管理者 樋口徳久



## 2 虐待防止センターの今年度の取り組み

今年度、虐待防止センターとしてはその活動の認知度を向上させるため、10月18日に熊谷スポーツ文化公園にて行われました「第36回ふれあい広場」にて相談ブースの設置及び啓発活動を行ってまいりました。

これからも多くの方に虐待防止センターの役割や障害者虐待防止法を理解して頂けるよう努めてまいります。



### 『障害者虐待防止法の基本的な内容』 (平成24年10月施行)

#### 「障害者虐待とは…」

- ① 養護者による障害者虐待
- ② 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待
- ③ 使用者による障害者虐待



## 障害者虐待防止センターについて

熊谷市障害者相談支援センターでは障害のある方を虐待から守る為に、障害者虐待にかかわる通報や届出、支援などの相談を受け付ける「熊谷市障害者虐待防止センター」を熊谷市障害者相談支援センター内に設置しています。

【対応】通報・届出を受けた場合、障害者の安全を確認し、虐待の事実確認や障害者の保護、養護者への支援など必要な対応を行います。

**相談受付** 来所での相談は、月曜日・水曜日～日曜日の午前9時から午後5時まで  
※休業日及び夜間は、お電話またはFAXによる相談受付となります。

**電話** 048-501-5411

**FAX** 【平日】048-578-4026  
【夜間・休日】048-527-3020



## 3 社会生活力プログラムの取り組みをご紹介致します

当センターでは、障害のある方がご自身で出来ることを増やす、あるいは適切なサポートを活用して自立し、QOL(生活の質)の高い生活が営めるようになることを目指した研修会等をお手伝いさせて頂いております(肢体・視覚・聴覚に分かれて実施しています)。

### ◎【肢体】自立生活センター遊TOピア

今年度は6月にプチILPとして行った工場見学を含め、全6回のプログラムを実施しました。8月から10月の計5回のプログラムでは、公共交通機関を利用した横浜への外出計画をグループ毎に作成し、計画に沿って実施しました。自ら情報収集し当日を想像した計画を立て実施出来たことは、やりたいことを実現する楽しさを知り、自分にも出来るという自信にも繋がる貴重な体験となりました。

### ◎【視覚】熊谷市視覚障害者福祉協会

今年度は講習会と体験会を計2回実施しました。1回目は11月27日に恒例のクッキング講習会、2回目は2月18日に茶道体験会を開催致しました。

クッキング講習会、茶道体験会それぞれ視覚に頼らず、触覚、聴覚、嗅覚を活かした豊かな感覚体験となり、自立やQOLの向上に繋がる貴重な活動となりました。



### ◎【聴覚】熊谷市ろう者協会

令和7年5月31日に、ニッソーモールイベント広場におきましてデフリンピックの啓発や手話講座、相談コーナー等を設けた取り組みを開催致しました。デフリンピックの啓発にあたりましては、応援アンバサダーである川俣郁美様や地元のデフアスリート親松直人様からの貴重なお話を頂くことが出来ました。この取り組みをとおして、聴覚障害を抱えておられる方々それぞれが、その人らしい生活を実現することに繋が「気づき」を得られたのではないかと考えております。



## 4 ピアカウンセリングのご案内

障害当事者のカウンセラーによる相談会です。お申し込みやお問い合わせは当センターまでお願い致します。(新型コロナウイルス等の感染症予防の為、マスク着用等のご協力をよろしくお願い致します。)

### 肢体不自由者対象

◎毎月第4金曜日 午後1時30分～午後3時

### 聴覚障害者対象

◎毎月第2土曜日 午前10時～午前11時30分

### 視覚障害者対象

◎毎月第1土曜日 午前10時～午前11時30分